

令和 7 年度採用予定 会津若松市会計年度任用職員（専門員） 地域おこし協力隊（地域コミュニティ活動支援） 選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度の範囲内の任期で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和 8 年 4 月 1 日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は 3 回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

- 1 申込受付期間：令和 7 年 3 月 11 日（火）午前 8 時 30 分から
令和 7 年 7 月 31 日（木）午後 5 時 15 分まで
※採用者が決定次第、申込受付を終了します

	内容	開催日	開催方法
事前個別説明会	・事前に活動地域や活動内容等について説明いたします。（一緒に活動することになる職員がご説明いたします。） ・必須ではございませんが、採用後のミスマッチを防ぐためにも、<u>お申込み前</u>に是非ご参加ください。 【事前個別相談会申込み】 Logo フォーム https://logoform.jp/form/hMVH/951250	随時 ・申込状況に応じて日程を調整いたします。	オンライン
事前現地説明会	・事前に募集地区を訪問し、現地職員の話を聞いたり、職務内容に関わる場所を見学したりします。 ・必須ではございませんが、採用後のミスマッチを防ぐためにも、<u>お申込み前</u>に是非ご参加ください。 ・訪問の際にかかる交通費等の補助制度がございます。 【事前現地説明会申込み】 Logo フォーム https://logoform.jp/form/hMVH/951248	随時 ・申込状況に応じて日程を調整いたします。	現地（会津若松市大戸地区、行仁地区、または一箕地区）
選考について	・募集期間中であっても、一定数の応募があった場合は、その都度、選考を行います。 ・面接は基本的に週末に実施いたします。 ・選考の結果、採用が決定した場合は、その時点で募集を終了します。 ・募集期間経過後においても募集人数に満たない場合は、その都度選考を行います。	随時 ・応募状況に応じて日程を調整いたします。	現地（会津若松市内）

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1)試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
地域おこし協力隊	3名	①大戸地区の地域づくり担当（1名） ・地域運営組織（NP0 法人大戸まちづくり協議会）の事務局業務（庶務・経理・会議の運営など） ・地域活性化に向けた取組やイベントの企画・運営 ・地場産品の開発や販路の開拓 等
		②行仁地区の地域づくり担当（1名） ・地域運営組織（行仁まちづくり協議会）の事務局業務（庶務・経理・会議の運営など） ・地域活性化に向けた取組やイベントの企画・運営 等
		③一箕地区の地域づくり担当（1名） ・地域運営組織（一箕地区ひとみ創造ネットワーク）の事務局業務（庶務・経理・会議の運営など） ・地域活性化に向けた取組やイベントの企画・運営 等

※職務内容①～③の決定については、希望がある場合はお聞きしますが、経歴や地区の特性等を踏まえて市の判断で行います。

(2)任期

任用の日から令和8年3月31日まで

※勤務成績が良好な場合、最長3年間勤務することが可能です。

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1)次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

(2)次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3)以下の受験資格に該当する者

ア 三大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を有する者で、本市に生活の拠点を移し、住民票を異動することができること（該当するかどうか確認をいたしますので、会津若松市役所企画政策部地域づくり課までお問い合わせください。）

イ 心身が健康で、地域づくり活動に意欲と情熱があること

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
作文試験	課題に対する知識や見解等の表現能力についての記述試験 ※申込時に提出していただきます。
経歴審査	会津若松市地域おこし協力隊として必要な職務や経験等の有無についての審査
面接試験	会津若松市地域おこし協力隊として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
作文試験	事前提出	概ね1週間程度で選考結果を通知します。
経歴審査	事前提出	
面接試験	・随時 ・市役所追手町第二庁舎（予定）	

6 受験申込方法

(1)以下の申込ページから必要様式（「受験申込書（作文試験）」、「受験票」）をダウンロードし、必要事項を記入し、インターネットにより申込を行ってください。

Logo フォーム：<https://logoform.jp/form/hMVH/951244>

※「受験申込書」及び「受験票」に、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に添付してください。

(2)申込後、「受験番号」を、土日祝日を除いた3日間以内に入力したメールアドレスに送信いたします。試験当日は受付の際に「お名前」と「受験番号」をお申し出ください。

(3)インターネットによる申込が出来ない場合は、会津若松市役所企画政策部地域づくり課に問い合わせてください。

7 合格者の採用

採用の目安として、採用の決定から3か月後程度を予定していますが、ご希望に沿って適宜対応いたします。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。

この募集は令和7年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合があります。あらかじめご了承ください。

8 待遇等

(1)報酬

1 月あたりに支給される目安額 185,008 円～193,192 円（予定）	・ 人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 ・ 職務経験等を有する方は、その経験等によって報酬が左記の範囲内で調整される場合があります。
諸手当等	通勤に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当、勤勉手当等が、それぞれ支給条件に応じて支給されます。

(2)勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	週 4 日勤務
勤務時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（休憩 6 0 分）
休 日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始、月曜日から金曜日までのいずれかの曜日 ※イベント等で休日勤務がある場合があります。
休 暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	①大戸地区の地域づくり担当 会津若松市大戸公民館（会津若松市大戸町上三寄 4 7 9） 及び会津若松市企画政策部地域づくり課（会津若松市追手町 2 番 4 1 号） ②行仁地区の地域づくり担当 会津若松市企画政策部地域づくり課（会津若松市追手町 2 番 4 1 号）及び会津若松市行仁コミュニティセンター（会津若松市行仁町 5 番 3 2 号） ③一箕地区の地域づくり担当 会津若松市一箕公民館（会津若松市北滝沢二丁目 5 番 6 号） 及び会津若松市企画政策部地域づくり課（会津若松市追手町 2 番 4 1 号）
福利厚生	・ 条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償の適用があります。 ・ 活動に必要な物品等は予算の範囲内で市が用意します。 ・ 転居に係る費用は自己負担となります。 ・ 住居については、受入団体（地域）が借り上げ、協力隊に提供することができます（一部自己負担あり）。 ・ 入居に伴う修繕費等は予算の範囲内で支給します。 ・ 勤務中の移動手段は市公用車または受入団体の所有車となります。勤務時間外の利用はできません。

(3)服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

9 その他

- (1)この試験で、地域おこし協力隊に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2)本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3)申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4)その他、不明な点は会津若松市役所企画政策部地域づくり課（令和7年4月以降は市民部市民協働課）に問い合わせてください。

会津若松市役所企画政策部地域づくり課地域振興グループ
（追手町第二庁舎）
TEL 0242（39）1202

※ 令和7年4月1日以降の問い合わせ先
市民部市民協働課
（追手町第二庁舎）
TEL 0242（39）1221

〒965-0873 会津若松市追手町 2番41号
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>